


平成23年5月18日

三重県議会議長 山本 政和 様

氏名 前垣 昭義 

平成23年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり平成23年度政務調査費収支報告書を提出します。

20100001

平成23年度 政務調査費収支報告書

氏名 稲垣 昭義

1 報告対象期間 平成23年4月1日 ~ 平成23年4月29日

2 収 入

政務調査費 180,000 円

3 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	内 訳		備 考
調査研究費	12,900	旅費	12,900	
		需用費		
		委託料		
		負担金 その他		
研修費	0	旅費		
		負担金		
		その他		
会議費	0	旅費		
		需用費		
		使用料		
		その他		
資料作成費	0	需用費		
		手数料		
		その他		
資料購入費	5,840	図書購入費		
		その他資料購入費	5,840	
広報費	3,500	旅費		
		需用費		
		通信運搬費	3,500	
		その他		
事務所費	54,095	賃借料	50,000	
		管理運営費	4,095	
		その他		
事務費	50,214	需用費	13,884	
		通信運搬費	31,500	
		その他	4,830	
人件費	50,000	給料等	50,000	
合 計	176,549			

4 残 余

3,451 円

20100002

平成23年度4月調査研究活動の実施概要報告書


会派(議員)名 稲垣 昭義

調査研究活動の主な内容、成果等


1、東日本大震災の県内企業への影響について調査を行った。特に中小企業・小規模事業者についての現状を詳細調査した。

2、各業界団体や、自治会等の要望に関しては、それぞれ実態を調査し、緊急性を要するものや長年の課題など要望に沿った改善が出来るよう執行部に働きかけ、都度協議を行い必要性の有無を含めた検討を行い取組んできた。

旅費等支出計算書

旅職	行氏	者名	三重県議会議員 稲垣 昭義	
用	務	中小企業経営状況調査・労働団体意見交換		
調 査 日 程 及 び 調 査 先	平成23年 4月 27日 ~ 平成23年 4月 27日 三重 都・道・府・県 (郡) 四日市・津 市・町・村 (調査先名称) 四日市市内・津市内			
支 出 内 訳	1 旅費 6,300 円 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> (運賃等1) 円) (運賃等2) 円) (運賃等3) 円) (運賃等4) 円) (運賃等5) 円) (自家用車使用 $30 \text{ 円/km} \times 110 \text{ km} = 3,300 \text{ 円}$) (宿泊費 $\text{円/泊} \times \text{泊} = \text{円}$) (調査雑費 $3,000 \text{ 円/日} \times 1 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円}$) (加減額1) 円) (加減額2) 円) (加減額3) 円) 2 付随する経費 0 円 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> (参加費、資料代等) 円) (手土産代 $\text{円/箇所} \times \text{箇所} = \text{円}$) (その他1 (内容) 円) (その他2 (内容) 円) (その他3 (内容) 円)			

旅費等支出計算書

旅 職	行 氏	者 名	三重県議会議員 稲垣昭義		
用	務	小規模事業者経営状況聞き取り			
調 査 日 程 及 び 調 査 先	平成23年 4月 29日 ~ 平成23年 4月 29日 三重 都・道・府・県 (郡) 津 市・町・村 (調査先名称) 津市内				
支 出 内 訳	1. 旅費 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">6,600 円</div> (運賃等 1) 円) (運賃等 2) 円) (運賃等 3) 円) (運賃等 4) 円) (運賃等 5) 円) (自家用車使用) 30 円/km × 120 km = 3,600 円) (宿泊費) 円/泊 × 泊 = 円) (調査雑費) 3,000 円/日 × 1 日 = 3,000 円) (加減額 1) 円) (加減額 2) 円) (加減額 3) 円)				
	2. 付随する経費 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">0 円</div> (参加費、資料代等) 円) (手土産代) 円/箇所 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容)) 円) (その他 2 (内容)) 円) (その他 3 (内容)) 円)				

稲垣

稲垣

稲垣 昭義 様
東坂部町 266-6

23年 4月分
01-018 (No. 87)
照会No. (4651)

領収証書

毎度ありがとうございます

稲垣 昭義 様

〒100-8798 郵便事業株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2011年 4月28日 10:31

院 種 名	部 数	金 額
中日新聞 (朝刊)	1	3,000
伊勢新聞	1	2,840

合計金額
5,840円

自動振込をご希望の方はご連絡下さい。



[販売]
新50円通常葉書・インクジェット
50円 70枚 ¥3,500

小 計 ¥3,500

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥3,500

△計
合計 ¥3,500
お預り金額 ¥3,500

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

担当 [Redacted]
発行No.7743 端01箱01
連絡先：四日市東坂部郵便局
TEL:059-331-7807

稲垣 昭義 様

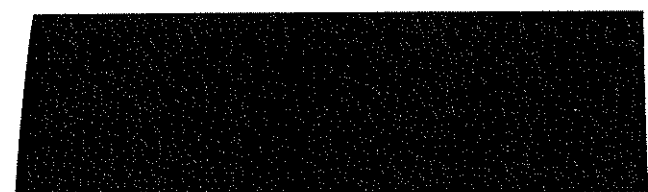
領 収 証 No. _____
H 23 年 4 月 3 日

稲垣 昭義 事務所 様

¥ 100,000-

但 4月分 給料
上記金額正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額 (%)	



100,000 x 1/2 = 50,000

20100006

(参考様式第4)

雇 用 契 約 書


氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]		
電話番号	[REDACTED]	緊急時の連絡先	

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	H 21 年 4 月 1 日 から 年 月 日		
就業場所	稲垣昭義事務所		
職務内容	事務 政務調査補助 など		
就業時間	9 時 ~ 17 時		
休日	土、日曜日		
給与(賃金)	月 給	円 (時 給 700 円)	
給与支払	未 日締切	未 日支払	
給与払込先	普通預金 (口座番号)	銀行 (名義)	支店
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 21 年 4 月 / 日

雇用者 氏名 稲垣昭義 

被雇用者 氏名 印

[REDACTED]

20100007

明細書
平成 年 月 日
第 号

[REDACTED]

[REDACTED]

23- 4-28

[REDACTED]

¥100,000 111A
¥0 100080
¥0 01

[REDACTED]

後援会と1/2 控分

契約者母妻女である振込口座は
ご主人名義の通帳を指定されている
ため、契約者と支払先名義が異なる

20100008

建物賃貸借契約書

賃貸人 [Redacted] と賃借人 稲垣昭義 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 賃貸人はその所有する次に表すの建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
建物の所在場所 四日市市東区新町字大門七五ノ一 第二
鉄骨造 三層 二階建 棟
床面積 一階 七〇 平方メートル
- 第二条 賃貸借の期間は 平成十九年 七月 二十日から 平成二十年 七月 二十日までの二年間とします。但し、期間満了の日から東に三ヶ月を更新し、この後も同様とする。
- 第三条 賃料は毎月金 九千円也とし、賃借人は毎月 末日までに 翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第四条 賃貸人は敷金として金 九千円也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第五条 賃借人は、本件建物を [Redacted] に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第六条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、二か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第九条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水連、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。
- 第十二条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成十九年 七月 二十日

賃貸人 現住所

氏名 [Redacted]

賃借人 現住所

氏名 稲垣昭義

連帯保証人 現住所

氏名 [Redacted]

20100009



〒 512-0904
四日市市東坂部町 75-1
北緯 35度 1

稲垣昭義事務所 様

お客様No. 238220



稲垣昭義事務所
1/2 社

No. 542

2011/04/26

領収書

〒510-0093
三重県四日市市本町8番2号
株式会社 シニ・テイ・ワイ
TEL 0120-30-6500

日頃よりCTYをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2011年04月26日

領収合計金額 8,190 円

ご請求内容		金額
ネット:ドメインパック	2011年3月ご利用分	4,200 円
ネット:10Mコース	2011年3月ご利用分	3,990 円
	合計金額	8,190 円

$8.190 \times \frac{1}{2} = 4.095$

20100010

手続 書

領 収 証

平成 23 年 11 月 14 日

いなぎ昭義事務所 様

¥ 3,000.-

内 訳	現金	✓
	小切手	
	相 殺	

但し
上記金額正に領収いたしました

印
紙

有限会社南りん堂

四日市市新正3丁目18-2
TEL <059> 351-0148

係 印

手続 書

通信振込

FAX: フォレスト

払込受領証

(コンビニエンスストアで払印)

払込人氏名
いなぎ昭義事務所 様

振込番号
1829999

金額
10,884 円

受付人
フォレスト株式会社

11.4.14
11:41

MIZUHO みずほATM/コーナー | 利用明細票

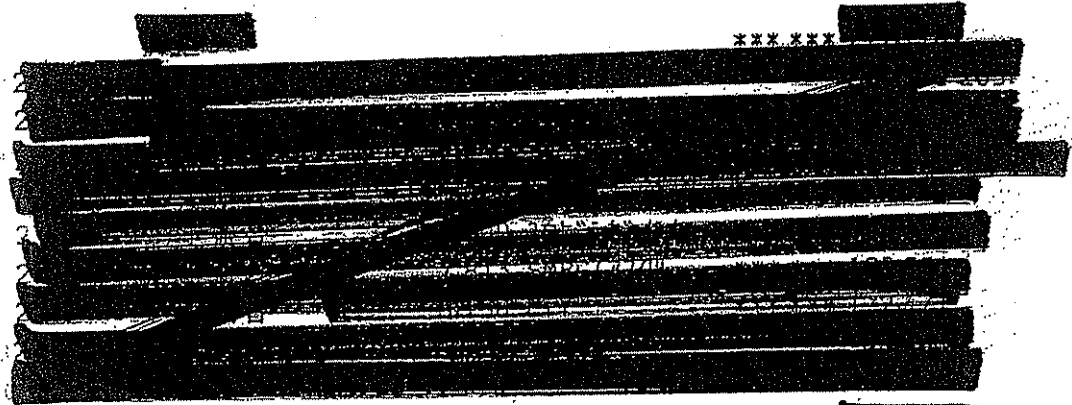
ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日 23--4-15	振込・振替先の口座番号 普通1313	
店番号 0001-0465	お取引口座番号 1572334	
振込手数料 ***0	お取戻紙幣枚数 ***	お取引金額 ***31,500
お取引内容 電信振込	お取引後残高 ***	
時刻 1357	利用手数料 ***0	お取戻店番号 00-20210154

他行宛振込手数料は無料(今月2回目)です。4回目以降は有料です。

百五銀行
日永支店
カ. ヨツカイチツムセンター 様
イカキ アキヨツ 様
0593-31-0782

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。



23. 4. 4*商品代金

9,660 シャ-フ° ファイナ *** **

後者を1/2 授分

20100012